

松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託

プロポーザル実施要領

松阪市

松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託 プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託について、円滑な事業運営を行うことを目的に、豊富な経営ノウハウと能力を有する事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、契約の相手方となる候補者を選定するためのものである。

2. 業務概要

(1) 名称

松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託

(2) 内容

詳細は別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

※契約締結後から令和7年3月31日までの間を準備期間として、次の業務を行う。

(ア) 必要な人員の確保及び研修の実施

(イ) 開催業務に係る現受託業者からの引継ぎ

(ウ) その他、松阪市と受託者が協議の上、決定した事項

これらに伴う費用は、決定事業者が負担する。

3. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託の趣旨と目的を理解し、本業務に関する能力がある事業者で、参加申請書提出日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たすものとする。なお、共同事業体の構成員においても同様とする。

(1) 松阪市契約規則（平成17年規則第64号）第5条の規定による一般競争入札有資格者名簿に営業種目（業務委託）として「運営・管理_2401 施設運営・管理」に登録があること。ただし、共同事業体にあつては、構成員のいずれかが当該参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申し立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本プロポーザルに参加することについて支障がないと認められる者を除く。

- (4) 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第 150 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- (7) 警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第 4 条の規定に基づく警備業の認定を受けていること。ただし、警備業の認定を受けていない者は、警備業の認定を受けている者と共同事業体を構成して応募することができる。
- (8) 自転車競技法施行規則第 3 条第 2 項各号に該当する者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する団体またはその構成員の統制の下にない団体であること。
- (10) 松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託の業務以外における選手宿舎については、一般利用も可能とする財産の貸付（賃貸借契約）による事業運営を行うこと。

4. 提案上限額

総額 10,000,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

内訳（1）包括業務

ア 本場開催 4,500,000,000 円（消費税等含む。）

イ 場外開催 4,500,000,000 円（消費税等含む。）

（2）施設整備業務 1,000,000,000 円（消費税等含む。）

① （1）についてアは定額、イは定率で算出した上限とする。

② （2）については事業者負担 1,000,000,000 円との合計 2,000,000,000 円（消費税等含む。）の内容とする。

※松阪市が 1/2 を負担し業務を遂行する

③ 提案する見積金額が上限額を超えた場合は失格とする。

④ 提案額は、提案見積書（様式第 6 号 1）及び提案見積内訳書（様式第 6 号 2）により提示するものとする。

5. プロポーザルへの参加にあたっての留意事項

（1）プロポーザル実施要領等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類については変更できないものとし、採用又は不採用に関わらず返却しない。

(5) 情報公開の扱い

提出書類については、松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号）に基づき、基本的に情報公開の対象となる。

なお、プレゼンテーション・質疑応答は公開の場で行います。

(6) 失格

次のいずれかに該当するときは失格とする。

- ①参加資格要件を欠くもの。
- ②提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④信義に反する行為があったとき。
- ⑤その他選考に係る不正行為があったもの。

(7) その他

選手宿舍の一般利用に関して賃貸借料については年 3,750,000 円とし、業務の詳細については最優秀提案者との調整の上決定することとする。

本要領及び仕様書に定めるもののほか、仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

6. 参加申請について

(1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市産業文化部競輪事業課

住 所：〒515-0078 三重県松阪市春日町 3 丁目 1 番地

電 話：0598-53-4475

F A X：0598-26-1862

メールアドレス：keij.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	令和6年7月11日(木)
現地見学会申込書の提出期限	7月17日(水)
現地見学会(松阪競輪場)	7月22日(月)
現地見学会(川越場外車券売場)	7月23日(火)
参加申請にかかる質問提出期限	7月26日(金)
参加申請にかかる質問回答期限	8月2日(金)
参加申請書等提出期限	8月5日(月)
参加資格審査結果通知日	8月9日(金)
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	8月13日(火)
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	8月16日(金)
企画提案書及び提案見積書等提出期限	9月5日(木)
参加辞退届提出期限	9月5日(木)
プレゼンテーション・質疑応答の実施	9月20日(金)
最優秀提案者の決定	9月下旬(予定)
業務委託契約締結	9月下旬(予定)

(3) 本要領等の閲覧期間及び閲覧場所(市のホームページよりダウンロードが可能。)

閲覧期間：令和6年7月11日(木)から令和6年9月5日(木)まで

※土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く午前9時から午後5時まで。

閲覧場所：6.(1)の所管課

(4) 現地見学会の申込

申込方法：希望する者は、電子メールにより現地見学会申込書(様式第1号)を提出すること。

提出期限：令和6年7月17日(水)

提出先：6.(1)のメールアドレス

日時：令和6年7月22日(月) 松阪競輪場(松阪市春日町3丁目1番地)

令和6年7月23日(火) 川越場外車券売場(川越町亀崎新田18-7)

※時間は別途連絡

(5) 参加申請にかかる質問提出期限

令和6年7月26日（金）午後5時まで（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第5号）に記載し、（1）に記載の所管課に原則として電子メールで送信すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

（6）参加申請にかかる質問回答期限

令和6年8月2日（金）までに、質問者にのみ原則として電子メールで随時回答する。ただし、回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

（7）参加申請書等の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和6年8月5日（月）午後5時（必着）

提出場所：6.（1）の所管課

提出方法：持参又は郵送（書留、簡易書留又は特定記録郵便）による送付に限る。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は、封筒に「松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託参加申請書在中」と朱書きのうえ、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類：各1部

①参加申請書（様式第2号）

②誓約書（様式第3号）

③事業者概要（沿革、代表者名、業務内容等）・・・（任意様式）

※共同事業体にあつては、全ての構成員について提出すること。

④業務実績調書（様式第4号）及び契約書の写し等

・地方公共団体と締結した契約書の写し等（競輪包括業務を受託し、契約を履行した内容の確認がとれるもの）を添付すること。

⑤納税に関する証明書（申請日において発行日から3か月以内のもの）

・市税の完納を証明する書類又はその写し（松阪市内に営業所がある場合）

・法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明する書類又はその写し（納税証明書様式その3の3）

※共同事業体にあつては、全ての構成員について提出すること。

⑥登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）またはこれに準ずる書類

又はその写し

※共同事業体にあつては、全ての構成員について提出すること。

⑦決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、
またはこれに準ずる書類）

※共同事業体にあつては、全ての構成員について提出すること。

⑧警備業法第4条の認定を証する書類又はその写し

※共同事業体にあつては、構成員のうち警備業の認定を受けている法人について提出すること。

※共同事業体で参加する場合のみ

⑨共同事業体構成員表（様式第11号1）

⑩委任状（構成員用）（様式第11号2）

(8) 参加資格審査結果通知日（※参加資格者の決定）

通知日：令和6年8月9日（金）

通知方法：文書及び電子メールにより参加者へ送信する。

(9) 企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期間

令和6年8月13日（火）午後5時まで（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第5号）に記載し、6.（1）に記載の所管課に原則として電子メールで送信すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

(10) 企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限

原則として、令和6年8月16日（金）までに、質問者にのみ原則として電子メールで随時回答する。ただし、回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

(11) 企画提案書及び提案見積書等提出期限、提出場所、提出方法及び提出書類記載内容等

提出期限：令和6年9月5日（木）午後5時（必着）

提出場所：6.（1）に記載の所管課

提出方法：持参又は郵送（書留、又は簡易書留、特定記録郵便）による送付に限る。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は、封筒に「松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託提案書在中」と朱書きのうえ、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類：①は正1部、副11部。②は各1部。

①企画提案書（任意様式）

②提案見積書（様式第6号1、様式第6号2）

7. 審査方法

本プロポーザルにおける審査は、松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(1) プレゼンテーション・質疑応答実施日時

令和6年9月20日（金）

(2) 実施場所

松阪競輪場内会議室（三重県松阪市春日町3丁目1番地）（予定）

※開催時間及び会場については、後日通知する。

(3) 実施時間

1事業者あたり45分以内（説明30分以内・質疑応答15分以内）で、提出した企画提案書に沿った説明及び内容等に関する質疑応答を行う。

(4) 出席者

3名以内（出席者のうち1名は業務責任者又は主たる業務従事者が出席すること）とする。

(5) 審査

審査委員会が、松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託プロポーザル選定基準により評価し、「内容評価点」と「価格評価点」を合算した総合評価点が最も高い提案者を受託予定候補者として決定する。総合評価点について、最も高得点の提案者が複数となった場合は、全委員の多数決により最優秀提案者を決定する。多数決でも決まらない場合は、内容評価点が高得点である者を最優秀提案者とする。

内容評価点については50点に満たない者は、最優秀提案者として選定しない。

(6) 審査方法

パワーポイント等によるプレゼンテーションとする。スクリーン及びプロジェクターは本市において用意するが、使用する場合は、事前に申し出ること。パソコン等その他必要な物は各自が用意すること。

(7) 資料

審査委員会が使用する資料は、事前に提出された参加申請書及び企画提案書とする。

プレゼンテーションは参加申請書及び企画提案書をもとに行うこととし、追加の提案及び追加資料の配布は認めない。また、プレゼンテーションの説明は企画提案

書の内容を逸脱してはならない。

(8) 審査結果

審査の結果は、プレゼンテーション・質疑応答の参加者全員に書面で通知する。

なお、審査の公正・透明性を図るため選定結果を公表する。

(9) その他

本市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

8. 契約の締結について

契約締結にあたっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿った協議等を行ったうえで、双方が合意に至った際、10年間の基本契約を締結するものとする。なお、契約は基本契約の他、年度毎に松阪競輪包括業務委託、松阪競輪施設整備業務委託それぞれで締結する契約の2本立てとし、年度毎の契約に関しては毎年の業務内容及び契約金額の見直しによって変更するものとする。また、選手宿舍の一般利用に関する賃貸借契約も併せて締結するものとする。

9. 契約保証金について

契約予定者は、松阪市契約規則第31条（平成17年松阪市規則第64号）に基づき、年度毎に締結する契約時に契約保証金を納付すること。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。なお、保証金については包括業務本場開催分及び施設整備業務のみとする。

10. その他

(1) 参加辞退

参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を使用し、参加辞退届の提出期限（令和6年9月5日（木）午後5時必着）までに、6-（1）に記載の所管課へ持参又は郵送（書留、又は簡易書留、特定記録郵便）により送付すること。

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は、封筒に「松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託参加辞退届在中」と朱書きのうえ、事前に所管課まで連絡すること。